

委員会提出議案第 1 号

石垣市国民保護計画次期改正に向けた要請決議

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 3 月 4 日

提出者	花	谷	史	郎
賛成者	平	良	秀	之
〃	砥	板	芳	行
〃	箕	底	用	一
〃	友	寄	永	三
〃	長	山	家	康
〃	石	川	勇	作
〃	内	原	英	聡

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

石垣市国民保護計画等有事に関する調査特別委員会の調査をとおり、課題等を取りまとめたので、調査の実施等、早急な取組を求めるため。

石垣市国民保護計画次期改正に向けた要請決議

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条により、市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画の作成が義務付けられている。石垣市国民保護計画等有事に関する調査特別委員会は、石垣市国民保護計画等有事に関し、本市への影響について調査研究することを目的に令和 4 年 12 月定例会において設置され、調査研究を進めてきた。

石垣市国民保護計画は平成 25 年 3 月に作成され、令和元年 12 月に改正されているが、本特別委員会の調査をとおり、課題点等を取りまとめたので、今後の石垣市国民保護計画改正に向けて調査の実施等、早急な取組を求めるため、下記の事項について要請する。

記

- 1 避難指示発出のタイミングについて、事態認定に伴う国民保護法の適用と市の避難計画の実施に乖離があり、法律及びその運用に課題があることを踏まえて、市独自の避難計画等を検討すること。
- 2 職員の参集基準の根拠について明確にすること。
- 3 事態認定後の避難体制について、各自治公民館と連携して市民への事前の周知を徹底すること。また、アンケート等を実施し市民の意思確認を進めること。避難拒否者への対応について、段階的な対応基準を定めること。
- 4 医療・福祉関係、航空・船舶会社、各種関係公共機関等との避難時の連携体制及び運用維持に必要とされる人数について、前提条件等を示したうえで意見を求めるなど、連携調整を綿密に行う協議体制を構築すること。
- 5 事態認定前後の状況に応じた補償体制について、国と協議のうえ事前に具体的な内容の説明を行うこと。

- 6 避難計画を実施するにあたり「軍民分離の原則」について、国際人道法、ジュネーブ諸条約、ハーグ議定書などの調査研究を進めていくこと。
(病院・避難所等への攻撃をさせないこと、避難困難者への対応、人道回廊の設置検討)

- 7 上記事項を踏まえたうえで、避難計画に耐えうるインフラの整備について、十分に調査研究したうえで、国・県へ要請を行うこと。(食料医薬品等防災用品の備蓄、一時避難所、避難シェルター、空港・港湾施設、通信体制)

以上、決議する。

令和6年3月4日

石 垣 市 議 会

宛先 石垣市長